

## 条 例

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年三月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を改正する条例

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成二十四年埼玉県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四百四十九条の四」を「第四百四十九条の五」に改める。

第八条中「同条」とあるのは「省令第七条において準用する省令第五条」を「第五条に」とあるのは「第七条において準用する省令第五条に」に改める。

第二十六条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

第二十七条第一項中「次項及び第三項並びに第三十一条第三項」を「以下この款」に改め、同条第二項中「当該居宅介護計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」と総称する。）に」を加え、同条第三項中「居宅介護計画」を「第一項の居宅介護計画の」に改める。

第三十一条に次の一項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第四十四条の二中「及び第一百十条の二」を「、第一百十条の二及び第四百四十九条の三」に改める。

第五十九条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第六十条第一項中「この条、次条及び第九十八条の六」を「この章」に改め、同条第二項中「行い」を「行うとともに」、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第六十一条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第八十七条の二第一項中「障害者就業・生活支援センター」の下に「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を加える。

第九十五条中「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第九十五条の四中「第四百四十九条の三」を「第四百四十九条の四」に改める。

第六十六条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第六十七条を次のように改める。

（実施主体）

第六十七条 実施主体に係る基準は、省令第三百三十条に規定する基準の例によることとする。

第二百二十条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二百一十一条第二項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の下に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第二百二十三条中「第三十条」の下に、「第三十一条第四項」を加える。

第四百四十九条中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第四百四十九条の二中「次条及び第四百四十九条の四」を「以下この款」に改める。

第四百四十九条の四中「第六十二条の四」を「第六十二条の五」に、「第四百四十九条の四」を「第四百四十九条の五」に改め、同条を第四百四十九条の五とする。

第四百四十九条の三中「第六十二条の三」を「第六十二条の四」に改め、同条を第四百四十九条の四とし、第四百四十九条の二の次に次の一条を加える。

（共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準）

第四百四十九条の三 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者（指定居宅サービス等基準第一百一十一条第一項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、省令第六十二条の三に規定する基準の例によることとする。

第二百五十条中「基準該当障害福祉サービス」の下に「省令第六十三条の三に規定する病院等基準該当自立訓練（機能訓練）及び」を加える。

第二百五十条の二の次に次の一条を加える。

（病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準）

第五十条の三 病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス（自立訓練）に関する基準は、省令第六十三条の三に規定する基準の例によることとする。

第五十九条中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第六十八条第二項中「（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）」を削る。

第七十二条中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第八十五条中「、第四百四十七条及び第七十一条」を「及び第四百四十七条」

に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第九十条中「第八十一条から」を「第八十条から」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、「省令第六十条」との下に「、第八十条中「第九十二条」とあるのは「第二百二条において準用する省令第九十二条第六項」とを加える。

第九十四条中「第三項」を「第四項」に、「第八十一条から」を「第八十条から」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改め、「省令第六十条」との下に「、第八十条中「第九十二条」とあるのは「第二百六条において準用する省令第九十二条第六項」とを加える。

第九十四条の六に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第九十四条の十七を次のように改める。

第九十四条の十七 削除

第九十四条の十八の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に一回以上、」を「定期的に」に改め、「により」の下に「、又はテレビ電話装置等を活用して」を加える。

第九十四条の二十中「第六十条中」を「「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第六十条中」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第九十四条の六中」を「第九十四条の六第一項中」に改める。

第九十五条中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「効果的に」の下に「行い、又はこれに併せて、居室における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に」を加える。

第九十八条の二第三項中「必要な援助」の下に「を行い、又はこれに併せて居室における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第九十八条の五第一項中「次項」を「第三項」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第九十八条の六に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。  
第九十八条の六の次に次の一条を加える。

(地域との連携等)

第九十八条の七 地域との連携等に係る基準は、省令第二百十条の七に規定する基準の例によることとする。

第二百条の四を次のように改める。

(協力医療機関等)

第二百条の四 協力医療機関等に係る基準は、省令第二百十二条の四に規定する基準の例によることとする。

第二百一条中「第七十六条」を削り、「第二百条の四第一項」を「省令第二百十二条の四第一項」に改める。

第二百一条の二中「入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助」を「相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第二百一条の二の二中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百一条の二の九を次のように改める。

(地域との連携等)

第二百一条の二の九 地域との連携等に係る基準は、省令第二百十三条の十に規定する基準の例によることとする。

第二百一条の二の十中「第七十六条」を削り、「第二百一条の二の十において準用する第二百条の四第一項」を「省令第二百十三条の十一において準用する省令第二百十二条の四第一項」に、「読み替える」を「第二百条の四中「第二百十二条の四」とあるのは「第二百十三条の十一において準用する省令第二百十二条の四」と読み替える」に改める。

第二百一条の二の十一中「援助及び」を「援助又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助及び」に改める。

第二百一条の三中「又は食事の介護」を「若しくは食事の介護」に改め、「の援助」の下に「又はこれに併せて行われる居室における自立した日常生活への移

行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第二百一条の十二中「第七十六条」を削り、「第二百一条の十二において準用する第二百条の四第一項」を「省令第二百十三条の二十二において準用する省令第二百十二条の四第一項」に、「及び同条第二項中」を「第百九十八条の六」を「第百九十八条の六第一項」に、「第百九十九条」を「第百九十八条の七中「第二百十条の七」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第二百十条の七」と、第百九十九条」に、「読み替える」を「第二百条の四中「第二百十二条の四」とあるのは「第二百十三条の二十二において準用する省令第二百十二条の四」と読み替える」に改める。

第二百二条中「指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準第五十六条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）」を削る。

第二百十条第一項中「第三項を」を「第四項を」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第六十一条」を「第六十一条第一項」に改める。

第二百十条の二第一項中「第百四十九条の四」を「第百四十九条の五」に改める。

第二百十二条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 指定障害者支援施設等は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第二百三十四条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第二百三十五条第二項中「行い」を「行う」とともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、省令第二十四条の三第一項の地

地域移行等意向確認担当者（以下この款において「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第二百三十五条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「担当者等」の下に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第二百三十六条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第二百三十六条の次に次の二条を加える。

（地域との連携等）

第二百三十六条の二 地域との連携等に係る基準は、省令第二十四条の二に規定する基準の例によることとする。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第二百三十六条の三 地域移行等意向確認担当者の選任等に係る基準は、省令第二十四条の三に規定する基準の例によることとする。

第二百五十九条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第二百五十九条 協力医療機関等に係る基準は、省令第四十六条に規定する基準の例によることとする。

第二百六十六条を次のように改める。

第二百六十六条 削除

第二百八十四条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第二百八十五条第一項中「第十二条第一項第五項」を「第十二条第一項第五号」に改め、同条第二項中「行い」を「行うとともに」、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならぬ。

第二百八十六条に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第三百十八条中「第二百八十六条」を「第二百八十六条第一項」に改める。

第三百二十二条第一項中「第三百三十一条」を「第三百二十九条の二」に改める。

第三百二十三条及び第三百二十八条中「同条第八項」を「同条第九項」に、「第二百八十六条」を「第二百八十六条第一項」に改める。

第三百二十九条の次に次の一条を加える。

(規模)

第三百二十九条の二 就労移行支援の事業を行う者（以下この節において「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第三百三十条中「次条に規定する」を削る。

第三百三十一条中「就労移行支援の事業を行う者（以下この節において「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業



所」という。)を「就労移行支援事業者が就労移行支援事業所」に改める。

第三百三十七条中「第三百五条まで」を「第三百四条まで」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「第二百八十六条」を「第二百八十六条第一項」に改め、「第三百五条ただし書中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」とを削り、「第三百八条中」の下に「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と、「」を加える。

第三百五十二条及び第三百五十五条中「第二百八十六条」を「第二百八十六条第一項」に改める。

第三百五十六条第一項中「、指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第十五条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

第三百九十四条中第四項を第六項とし、第三項の次に次の二項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第七十七条第三項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第四百九条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第四百十条第一項中「第十一条第二号イ(3)」を「第十一条第一項第二号イ(3)」に改め、同条第二項中「行い」を「行う」とともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、省令第十九条の三第一項の地域移行等意向確認担当者（以下この節において「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第四百十條第十項中「第七項」を「第八項」に、「第八項」を「第九項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、同条第七項中「利用者」の下に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「利用者」の下に「及び当該利用者」を、「担当者等」の下に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の下に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第四百十一條に次の一項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第四百十一條の次に次の二條を加える。

（地域との連携等）

第四百十一條の二 地域との連携等に係る基準は、省令第十九條の二に規定する基準の例によることとする。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第四百十一條の三 地域移行等意向確認担当者の選任等に係る基準は、省令第十九條の三に規定する基準の例によることとする。

第四百三十一條を次のように改める。

（協力医療機関等）

第四百三十一條 協力医療機関等に係る基準は、省令第三十八條に規定する基準の例によることとする。

第四百三十五條を次のように改める。

第四百三十五條 削除

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部を次のように改正する。

目次中 「第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百六十条―第条）

「第五款 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第百六十条

条)

第九節の二 就労選択支援

百六十一

を

第一款 基本方針(第百六十一条の二)

第二款 人員に関する基準(第百六十一条の三・第百六十一条

第三款 設備に関する基準(第百六十一条の五)

第四款 運営に関する基準(第百六十一条の六―第百六十一条

―第百六十一

に、「第五節 自立訓練(生活訓練) (第三百二十四条―第三百

の四)

の九)

」

「第五節 自立訓練(生活訓練) (第三百二十四条―第三百二十

二十八条)」を 第五節の二 就労選択支援(第三百二十八条の二―第三百二十

八条)

に改める。

八条の八)」

第四条第一項中「及び第八節」を、「第八節、第九節及び第十節」に改める。

第三章第九節の次に次の一節を加える。

第九節の二 就労選択支援

第一款 基本方針

第百六十一条の二 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス(以下この節において「指定就労選択支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者に  
つき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適  
性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理  
を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則  
第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければな  
らない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第百六十一条の三 指定就労選択支援の事業を行う者(以下この節において「指  
定就労選択支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所に置くべき従業者  
の員数に係る基準は、省令第百七十三条の三に規定する基準の例によることと

する。

(準用)

第六十一条の四 第五十二条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、同条中「第五十一条」とあるのは、「第七十三条の四において準用する省令第五十一条」と読み替えるものとする。

第三款 設備に関する基準

(準用)

第六十一条の五 第八十三条(第二項第六号及び第四項を除く。)の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「静養室、医務室」とあるのは、「静養室」と読み替えるものとする。

第四款 運営に関する基準

(実施主体)

第六十一条の六 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去三年以内に当該事業者の事業所の三人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第六十一条の七 指定就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六條の七の三に規定する事項の整理(以下この款において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、指定就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならぬ。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第六十一条の八 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 指定就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第六十一条の九 第十条から第二十一条まで、第二十四条、第二十九条、第三十四条の二、第三十六条の二から第四十二条まで、第五十九条、第六十二条、第六十八条、第七十条から第七十二条まで、第七十六条、第七十七条(第二項第一号を除く。)、第八十六条、第八十七条、第八十八条から第九十四条まで、第四百四十六条及び第五百五十七条の二の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第十条中「第九条」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第九条」と、第十二条中「第十一条」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第十一条」と、第二十一条第二項中「次条第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第四百四十六条第一項」と、第二十四条第二項中「第二十二条第二項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第四百四十六条第二項」と、第三十四条の二中「第十三条の二」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第三十三条の二」と、第三十六条の二中「第三十五条の二」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第三十五条の二」と、第三十七条中「第三十六条」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第三十六条」と、第四十一条中「第四十条」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第四十条」と、第四十一条の二中「第四十条の二」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第四十条の二」と、第五十九条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第七十七条第二項第二号中「第五十五条第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第二十条第一項」と、同項第三号中「第六十七条」とあるのは「第六十一条の九において準用する

第九十条」と、同項第四号中「第七十六条」とあるのは「第七十三条の九」と、同項第五号中「次条」とあるのは「第六十一条の九」と、同項第六号中「第七十六条」とあるのは「第七十三条の九」と、第八十七条中「第八十五条」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第八十五条」と、第九十一条中「第九十四条第一項」とあるのは「第六十一条の九において準用する第九十四条第一項」と、第九十二条中「第九十条」とあるのは「第七十三条の九において準用する省令第九十条」と、第九十四条第一項中「前条」とあるのは「第六十一条の九において準用する前条」と、第五十七条の二第一項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」とあるのは「支給決定障害者の二第二項の厚生労働大臣が定める者に限る。）」と、同条第二項中「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」とあるのは「支給決定障害者（省令第七十三条の九において準用する省令第七十条の二第二項の厚生労働大臣が定める者を除く。）」と読み替えるものとする。

（就労選択支援に関する情報提供）

第七十一条の二 指定就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第八十五条中「及び第七十一条の二」を「第七十一条の二及び第七十一条の二」に改める。

第九十条中「第七十一条及び第七十二条」を「第七十一条の二及び第七十二条」に改める。

第九十四条中「第七十一条、」の下に「第七十一条の二、」を加える。

第七十一条第一項中「次節から」の下に「第五節まで及び第六節から」を加える。

第五章第五節の次に次の一節を加える。

#### 第五節の二 就労選択支援

（基本方針）

第三十二条の二 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七の二に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知

識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第六条の七の四に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第三百二十八条の三 就労選択支援の事業を行う者（以下この節において「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（次条において「就労選択支援事業所」という。）は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第三百二十八条の四 就労選択支援事業者が就労選択支援事業所に置くべき職員の配置の基準は、省令第六十一条の四に規定する基準の例によることとする。

(実施主体)

第三百二十八条の五 実施主体に係る基準は、省令第六十一条の五に規定する基準の例によることとする。

(評価及び整理の実施)

第三百二十八条の六 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第六条の七の三に規定する事項の整理（以下この節において「アセスメント」という。）を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

(関係機関との連絡調整等の実施)

第三百二十八条の七 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

(準用)

第三百二十八条の八 第二百七十六条、第二百七十七条(第二項第一号を除く。)、第二百八十一条から第二百八十四条まで、第二百八十七条、第二百九十二条から第二百九十四条まで、第二百九十六条から第三百条の二まで、第三百二条から第三百四条まで、第三百六条(第二項第六号及び第四項を除く。)、第三百九条、第三百十一条、第三百十二条及び第三百十三条から第三百七条までの規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第二百七十七条第二項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第二十八条第二項」と、同項第三号中「第二百九十八条第二項」とあるのは「第三百二十八条の八において準用する第二百九十八条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第三十二条第二項」と、第二百八十四条第一項中「次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と、第二百九十三条の二中「第二十五条の二」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第二十五条の二」と、第二百九十六条中「第二十八条」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第二十八条」と、第二百九十七条中「第二十九条」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第二十九条」と、第三百条中「第三十二条」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第三十二条」と、第三百条の二中「第三十二条の二」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第三十二条」と、第三十二条の二と、第三百三条中「第三十五条」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第三十五条」と、第三百六条第一項中「静養室、医務室」とあるのは「静養室」と、第三百十二条中「第四十四条」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第四十四条」と、第三百十六条中「第四十八条」とあるのは「第六十一条の八において準用する省令第四十八条」と読み替えるものとする。

第三百三十六条の次に次の一条を加える。



（就労選択支援に関する情報提供）

第三百三十六条の二 就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

第三百五十二条中「及び第三百二十一条」を「第三百二十一条及び第三百三十六条の二」に改める。

第三百五十五条中「第三百二十一条、」の下に「第三百三十六条の二、」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。